

食費・部屋代の負担軽減制度

介護保険では、所得の低いかが介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など)やショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)を利用する場合、食費・部屋代の負担軽減を行っています。



市ホームページ

手続き方法

昨年度、負担限度額認定証をお持ちで、今年度も該当が見込まれるかたには負担限度額認定申請書を6月中旬に送付しています。申請時には預貯金などが確認できる書類(通帳の写しなど)の提出が必要です。負担限度額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼることができません。申請が遅れると、軽減の適用が遅れるので、早めに申請してください。

利用者負担段階と対象となる条件

利用者負担段階	対象となる条件		預貯金額(夫婦)
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ)全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円)以下
第2段階		年金収入額+その他合計所得金額が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①	世帯全員が市民税非課税	年金収入額+その他合計所得金額が80万円超120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②		年金収入額+その他合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下
第4段階	上記以外のかた		食費、部屋代の軽減なし

※年金収入額には、非課税年金も含む

介護保険負担割合証

要介護・要支援認定を受けているかたに、8月1日から有効な新しい介護保険負担割合証を7月中旬に郵送します。古い介護保険負担割合証は8月1日以降無効となりますので、市役所へ返却してください。

※介護保険負担割合証は基本的に申請する必要はありません。紛失や破損など、再発行が必要な場合には申請してください。

申請・問い合わせ先 / 市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144

権利や財産を守る身近な仕組み

成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でないかたについて、本人の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、本人を支援する制度です。

成年後見制度の種類

既に判断能力が低下している場合に利用する「法定後見制度」と判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「任意後見制度」の2つの仕組みがあります。

法定後見制度

判断能力が不十分なかたに代わって法律行為をしたり、被害にあった契約を取り消したりする制度です。「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、本人の判断能力の程度などに応じて利用できます。

気軽にご相談ください 成年後見制度に関する市民相談

と き 第1木曜日 午後1時30分～4時30分 ところ 市役所 市民相談室
申し込み方法 尾張東部権利擁護支援センター(☎75-5008)に電話で



問い合わせ先 / 市役所長寿課長寿支援係 ☎76-8143、市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142